

消費者問題分科会の設置について

1 設 置

MVNO委員会に、委員会の運営を効率的に行うための消費者問題分科会を置く。

2 任 務

消費者問題分科会は、MVNO委員会の指示のもと、以下の任務を行う。

- (1) 消費者問題全般について、総務省の政策検討状況、消費生活センター等での苦情動向、電気通信サービス向上推進協議会等の動向の情報共有を行うこと
- (2) 消費者問題全般についての課題の抽出、問題点の分析、整理を行うこと
また、抽出した課題に対し解決策の検討を行うこと
- (3) 電気通信サービス向上推進協議会の各WGに参加して、課題と解決策について調整を行うこと
- (4) 消費者問題の関する政策提言の案の検討を行うこと

3 構 成

- (1) 消費者問題分科会の構成員は、委員長が指名する。
- (2) 構成員は、原則として、10名以内とする。
- (3) 構成員は、原則として、MVNOに関する消費者問題に精通した者、または、それに準じる知見を有する者とする
- (4) 消費者問題分科会に主査1名を置くこととし、構成員の互選により選出する。
- (5) 主査は、必要と認めるときは、構成員の中から副主査を指名することができる。

4 主査の役割等

- (1) 主査は、消費者問題分科会を総括する。
- (2) 副主査は、主査を補佐し、主査不在の場合は、その職務を代行する。
- (3) 主査及び副主査は、MVNO委員長の指揮に従う。

5 補足事項

- (1) 消費者問題分科会は、会員以外の企業の出席を得て、その意見を聴くことができる。
- (2) 消費者問題分科会の招集、決議その他の会議の運営は、委員会規程に準ずる。
- (3) 本文に定めのない事項については、MVNO委員長が定める。